

地域包括支援センター運営協議会の会議結果報告

1. 会 議 名	令和3年度 第3回松阪市地域包括支援センター運営協議会
2. 開 催 日 時	令和4年3月1日（火） 午後1時30分～午後3時
3. 開 催 場 所	松阪市健康センター はるる
4. 出 席 者 氏 名	[委員] 津田副会長、平岡委員（Web参加）、岩瀬委員、沼田委員、堀出委員、福本委員、川上委員、田中委員（Web参加）、中井委員、山口委員、計10名 （欠席委員）小林会長、杉山委員、菌部委員 [地域包括支援センター] 第一地域包括支援センター：1名、第二地域包括支援センター：1名、第三地域包括支援センター：1名、第四地域包括支援センター：1名、第五地域包括支援センター：2名 [事務局] 高齢者支援課：西山課長、前川主幹（Web）、世古主幹、大西主幹兼係長、若林主任（Web）、林主任、潮田、野村 介護保険課：田中課長（Web） 健康福祉部福祉担当理事兼福祉事務所長：石川
5. 公開及び非公開	公 開
6. 傍 聴 者 数	0名
7. 担 当	松阪市健康福祉部高齢者支援課 TFL 0598-53-4099、FAX 0598-26-4035 e-mail kourei.div@city.matsusaka.mie.jp

協議事項

1. 令和3年度事業経過報告（4月～12月分）について
地域包括支援センター運営状況
2. 令和4年度 地域包括支援センター運営方針（案）について

議事録 別紙

令和3年度 第3回松阪市地域包括支援センター運営協議会 議事録

日時 令和 4年 3月 1日 (火) 13:30~15:00

会場 松阪市健康センターはるる 3階健康増進室

出席者

[委員] 津田副会長、平岡委員 (Web)、岩瀬委員、沼田委員、堀出委員
福本委員、川上委員、田中委員 (Web)、中井委員、山口委員 計 10名
(欠席委員) 小林会長、杉山委員、菌部委員

[地域包括支援センター]

- ◎第一地域包括支援センター：1名
- ◎第二地域包括支援センター：1名
- ◎第三地域包括支援センター：1名
- ◎第四地域包括支援センター：1名
- ◎第五地域包括支援センター：2名 (Web にて 1名参加)

[地域振興局]

- ◎嬉野地域振興局 課長 (Web)
- ◎三雲地域振興局 課長 (Web)
- ◎飯南地域振興局 課長 (Web)
- ◎飯高地域振興局 課長 (Web)

[傍聴] なし

[事務局]

- ◎高齢者支援課：西山参事兼課長、前川主幹 (Web)、世古主幹、大西主幹
林主任、若林主任 (Web)、野村、潮田
- ◎介護保険課：田中参事 (Web)
- ◎石川健康福祉部福祉担当理事兼福祉事務所長

事務局

それでは、ただいまから、令和3年度第3回松阪市地域包括支援センター運営協議会を始めさせていただきます。

本日の出席委員は、委員様 13名中 10名となっており、3名の方が欠席でございます。健康福祉部長ですが、議会開催中で、明日介護人材不足の質問をされるということで、その打合せが入ったため欠席となっております。

本日の運営協議会は、令和3年度の4月から12月までの地域包括支援センターの実績報告、並びに令和4年度の地域包括支援センター運営方針について、ご協議を賜りたいと考えております。なお、本日の協議会は、情報公開の対象となっておりますのでその点もご了承をお願いします。

それでは、事項書に従いまして進めさせていただきます。副会長様、ご挨拶をお願いいたします。

副会長

皆さん雨の中ご苦労様でございます。もう早や、3月。阪神淡路大震災や東日本大震災も思い出しました。今回の趣旨とは少し外れますが、包括支援や介護を担う方々の集まりは、ネットワークが非常に強く組織されていますので、災害の時に、このネットワークを何とか利用できないかということを考えています。皆さんの机の上に、名刺サイズのものがあります。あいうべ体操と言いまして、お口の周囲の筋力低下、あるいは機能低下をこれで何とかしよう。大きなお口の発音で、嚥下・咀嚼・会話、呼吸の訓練です。習慣の中で、会話が駄目、呼吸も口呼吸ということで、随分制限されているような時間を過ごしておるような気がします。裏のQRコードの中には、開発者の詳細な解説もございます。それこそ、いつでもだれでもどこでも、というような、公衆衛生に非常にマッチしたツールだと思いますので、またご利用いただけたらと思います。ということで、早速、運営協議会を始めたいと思いますのでどうぞよろしくをお願いいたします。

事務局

それでは、事項書報告事項に移らせていただきます。報告事項2点ございます。1点目はコロナに関する事業等の報告をさせていただきます。

資料をご覧ください。左端が令和2年4月、国内で初めて感染者が発生したところになりまして右へと月日が流れるようになっております。上段は、国、全国や松阪市の全体的な動きが書いてあります。中段に、コロナ感染が発生者数、松阪市、そして県内クラスターが発生するということで、数字があがっております。そして下段に地域包括支援センターに関連する事業等を掲載しております。地域包括支援センター関係の感染対策としましては、地域の集いの場が自粛されてきたということと感染防止の啓発を行ってきた。それから高齢者全体に対する外出自粛による心身機能や下肢筋力の低下を防止するための啓発として、ケーブルテレビの放映、チラシの回覧を積極的に行ってきております。また、包括支援センターの介護予防事業担当者の連絡会を密にとりまして、感染対策の情報共有をしてくれています。それと加えて、国とか県からマスクや手袋の配布連絡っていうのは何度も入ってきておまして、中継的な形で市の介護保険課が主となって、介護事業所へ配布を行ってきております。

それでは、次、裏面ナンバー2の方です。こちらは令和3年4月以降、あるいは4年2月現在までの実態となっております。上段にあります第3回緊急事態宣言、全国的には4月から発出をされてきた中で、三重県としましては、

緊急事態宣言は8月27日から9月30日。それから、まん延防止等重点措置というのが、三重県としては5月9日から6月20日まで宣言が出ておりました。その中で、松阪市や三重県の感染者数のピークはと言いますと、8月が一番高くなっております。その頃には、ワクチン接種の方も大分高齢者だけではなく、他の年齢にも進んできたっていうところもありまして、オリンピックの終了頃には、デルタ株に効いてきたのかなど、感じられます。表の2に、年代別の陽性者数を、記しております。令和3年8月が333人のところ、どの年齢層もたくさん出ており、令和4年の1月になると、10代の発生率も増えてきた結果が見てとれます。県内のクラスターとしましては、令和3年4月が18件、8月に56件など去年の年度末から春先については高齢者施設で多く出ています。最近、また高齢者施設の方でクラスターとまではいかななくても、デイサービスや施設等で頻りに利用者様や職員さんの方に陽性者が出てきているという実態でございます。

令和4年1月18日から2月中頃までの約1ヶ月で約30施設から感染者の報告がありました。各施設においては日々の感染対策に加えて、職員の配置ローテーションのご苦労が続いておられるというような状況です。

地域包括支援センターに関する事業の自粛については、この感染が2年目以降に入りまして、これ以上長期間高齢者の方の社会参加の制限が続くと、機能低下に悪影響を及ぼすということからコロナを正しく恐れながら事業縮小としては最小限にしました。

飛沫感染のきっかけとなるカラオケ、合唱、飲食を伴う活動を除いては、いろんな教室や集いの場の開催は継続して頑張らせていただいております。ですので、今後の3回目のワクチン接種率の向上によって、感染を防いでけるのかなと見守っているところです。

ワクチン接種率につきましては表1に1回目と2回目の接種率を記載しましたのでご覧になってください。

以上が、コロナ関連の事業報告とさせていただきます。次に報告事項の2点については、福祉事務所長の方からお願いいたします。

福祉事務所長

重層的支援事業についてご説明したいと思います。

重層的支援という資料ですが、あまり聞かない言葉だというふうに思います。この前に、まず今、どういう形で、それぞれいろんな分野の相談に乗っているかということについて少しご説明したいんですけど、相談支援地域づくり事業を一体的に実施というところに現行の仕組みというのがございます。これは高齢、障がいの分野、子どもの関係、生活困窮というところを基に、大きく四つの分野がございまして、こちらの四つの分野でいろいろな事業、運営

をいただいているというのが現状でございます。ところが、なかなか今、一つの世帯の中で、非常に複数の課題といいますか、複合的な課題を抱えている世帯がございます。例で言いますと、8050世帯、ゴミ屋敷、ダブルケア等いろんな事案もございます。そのようなことで、これらの今までの体制の中ではなかなか解決には至らない課題を、進めていくことがむずかしいということがあって、属性や世代を問わない相談、地域づくりの実施体制、これを国としても後押しをしていくので、是非、市町村で取り組んでくださいというお話でございます。これを重層的支援体制ということで、正確に申し上げますと令和3年4月から施行されたということになるわけでございます。それよりも前に、モデル事業の形で進んでおりまして、あくまでこれは任意事業ではあるんですけども、やはりこの松阪市も、全国と同様、いろんな問題が生じてきておりますので、それに向かって一步進めていきたいとなるわけでございます。

この重層的支援の中でのポイントは、1、相談支援、2、参加支援、3、地域づくりに向けた支援という三つの柱がございます。まずは包括的な分野を問わずに相談を受けてみましょうというのが一つ。そして参加支援。例えば引きこもりをされているような方々が、少しでも社会と繋がっていく、それは地域の方に出て行った時、あるいは仕事を見つけてまずは社会と関わっていくというようなところの部分や、社会との繋がりを作っていくための支援事業、これを参加支援と呼んでおります。そして、地域づくりに向けた、やはり地域あつてのこういった支え合いという部分が必要であるということで、地域づくりに向けた住民さん同士がいろんな活動されていますが、その関係性をさらに良くしていく、育成していく、このような取り組みがあるわけでございます。それらを進めていくためには、かなり継続的に関わっていく伴奏支援と、他機関がいろいろ勉強・協働しながら支援する。これが重層的支援体制の整備の事業の形となっております。

そして、ここにおいて本日の地域包括支援センター関係での大きなものが幾つかございます。資料に第1号、そして第2号から第6号まででございますけれども、その中の機能を見ていただきますと、まずは第1号の相談支援、第2号は参加支援、第3号は地域づくり支援。相談支援につきましては、その介護の分野においては、地域包括支援センターの運営部分がまさにそれに当たります。そして第3号、介護の関係で、地域介護予防活動支援事業、生活支援体制整備事業、生活支援コーディネーター活動など地域づくりの活動等がまさにこれに当たるわけでございます。そのような形の中で、新規事業として第2号参加支援、そして第4号、第5号、第6号があります。これらをうまくつなぎ合わせながら、この事業を進めていこうと、このような取り組みであります。松阪市としては、一つの取り組みの形として、身近な地域に、健康や

福祉の困りごとを相談できる窓口を作っていきたいということで、福祉まるごと相談室を配置いたします。この福祉まるごと相談室の説明をさせていただきます。

この包括的相談支援体制という、中学校区を一つの単位として、必ずしも中学校区という訳ではないんですけども、それが大体基本となって福祉職、医療専門職、そして、行政職員で地域づくりを担当してきた職員をベストフィックスさせ、例えば地域の中で困っておられる個別の相談のある方には個別支援を、地域づくりの関係では、住民さん・協議会・様々な団体・民生委員さん等関わっていただきながら、地域の中での体制を作り上げていきたい。このように身近に相談できるブース、相談できるところが一つできるのかというイメージです。地域に身近な相談窓口を作っていきたい、そんな仕組みでございませう。そして、市全体として相談窓口を作るだけではなく、市役所の中に多機関が協働し連携をしていくために、社協に委託し派遣いただいた相談支援包括化推進員という職員とうまく勉強しながら、いろんな関係機関と繋がっていかうと考えております。

まず、令和4年度から、身近な相談窓口でまずモデル的にとということで、鎌田地区、嬉野地区、飯高地区に設置をしていきたいと考えております。それぞれ特徴がありまして、飯高の場合は中山間地、嬉野は子育て世代、鎌田地区は市街地ということ、実は鎌田中学校の中に地域交流室がございまして、そちらの中に配置をしていきたい。学校との繋がりの部分をモデル的にも検証できるのではないかと。学校の先生方に伺ったのは、子どもの心について関わるが、実は子どもの問題というのは、家庭の中で結構潜んでいることがやっぱり多くて家庭の中の心の問題までは踏み込めない、だからこそそういう福祉のそういう相談の方々と一緒になって考えることができたらありがたいなというお話も聞いております。タイプの違うところでモデル事業を検証していきたいと考えております。モデルの部分に関しましては、地域包括支援センターのお力をお借りしまして、包括支援センターから、福祉や医療専門職の方を派遣いただいて、進めていけないかなあというところで、ご協議をさせていただいております。ただ包括支援センターから派遣をされたかといって、高齢者のことだけではなく、年代層や分野にとらわれず、相談を受けていただければということで、福祉まるごと相談室というのは位置づけがされています。

今後もモデル事業という形で進めていきますが、モデルのままで終わっていくのではなく、本格実施ということに移って参りますが、市内全域に広げていくには少し時間もかかると思っておりますが、まずは、令和4年度からスタートを切っていくということで、ご理解をいただければと思います。そして福祉まるごと相談室令和4年度に実施いたしますというチラシです。地域を

支える 4 つの役割というところがございます。地域に寄り添う福祉まるごと相談、地域で広げる健康づくり、地域で支えるネットワークづくり、そして最後に高齢者のフレイル予防による連携と支援。こういったところを主な役割として、福祉まるごと相談室で進めていきたいとこのように考えております。疑問点等あれば、またご質問いただければと思います。

事務局

福祉事務所長さん、ありがとうございます。委員の皆様方から何かご質問等ありますでしょうか。ないようでしたら、今日のところはこれで終わらせていただきます。それでは、3の協議事項の方に移らせていただきたいと思います。ここからの進行は、津田副会長さんの方をお願いしたいと思います。

副会長

3. 協議事項、令和3年度事業経過報告、4月から12月分について、各地域包括支援センターの運営状況をお願いしたいと思います。

事務局

資料1 令和3年度松阪市地域包括支援センターの運営状況及び関連事業報告の資料です。今年度もコロナ禍での非常に厳しい状況での活動となりましたが、令和3年4月から12月実施分の松阪市地域包括支援センターの運営状況及び関連事業報告をさせていただきます。

1 ページ目は「総合相談」について、5包括合計の総合相談件数が、4月～12月までで2,467件、月平均274件ほどありました。昨年の同時期は2,342件でしたので、増加しています。これは地域包括支援センターが市民の方々の身近な相談窓口として健闘していることを表していると思います。2ページの円グラフですが、相談内容の内訳になっており、介護・介護保険に関することが716件で約72%を占めています。

(4)「訪問件数」です。5包括合計で新規と継続を合わせて1,342件の訪問をしています。昨年の同時期に比べて109件の増加です。3ページの円グラフは新規ケースのみの訪問の内訳で、総合相談を受けて、その後、訪問をしているのが417件で約52%。電話だけに終わらず、その後、ご家庭に入って切れ目のない対応をしている実情と思います。③認知症初期集中支援チームと同行訪問している件数が、初回訪問と支援の訪問という事で挙がっています。5包括合計で44件となっています。

④75歳のお達者訪問は、75歳の方へ潜在的に要介護の恐れのある方がいないかを、予防的な視点で判断するための訪問をしています。訪問を実施した381名中370名、約97%の方が継続は不要でお元気な方ですが、11名約3%の方が介護保険の申請や、個別の継続支援ということで、細やかな対応をしています。

4 ページ(5)地域包括支援センターの周知啓発活動は、広報誌やいろいろな協議会や団体の会議の場へ出て啓発活動をしています。丁寧な地道な活動を続けて頂いていますので、周知率が上がっており、5 包括平均で約 83%となっています。それらにより総合相談件数の増加につながっていると思います。

2.「権利擁護業務」です。虐待、虐待疑いへの対応件数は、新規 31 件、継続 368 件で昨年度と比較すると減少していますが、それぞれの事例によって背景や問題は異なるので、とても複雑で細やかな対応が必要になっています。5 ページの(2)対応の虐待分類では、身体的虐待が多く、次いで心理的虐待となっております。対応は継続フォローが必要な事例が多くなっています。

6 ページ、(4)権利擁護に関する啓発です。消費者被害の防止、成年後見制度の啓発、高齢者虐待の啓発で、地域の自治会等にも出向いて啓発活動をしています。成年後見制度では、松阪市版エンディングノート「もめんノート」を使用し、自分の思いを書き進め、大切な人につなぐための書き方講座を開催しています。

(5)地域自殺対策強化事業「雇用・生活・こころと法律の合同相談会」ですが、年 2 回予定されておりましたが、1 回は中止となり、12 月に 1 回開催しています。

7 ページ、(1)関係機関との連携回数です。地域包括支援センターが関係職種の方と利用者のための連絡や勉強会を開催している内容です。地域関係者と連携をとることが一番多く、地域に根差した生活レベルでの横の連携を大切にしているのがよくわかります。

8 ページ、(4)「地域ネットワークの構築」は、専門職だけではなく、一般住民の方も含めて、色々な多職種の協働によるネットワークの構築を目指して、地域ケア会議をしています。個別課題と地域課題で対象を分けて開催しており、19 ページ以降に詳細を載せています。

9 ページの②「地域住民等とのネットワーク会議等」ですが、地域包括支援センターが地域づくりを担う役割を持っている観点から、専門職との連携だけでなく、住民協議会、民生委員、老人会、地域の住民組織と顔の見える関係性を大事にしています。

10 ページ、要支援認定を持つ方と総合事業の事業対象者の方への介護予防ケアマネジメントの業務件数です。松阪市では、平成 28 年 11 月から総合事業を一部開始し、平成 29 年 4 月から全面開始し、要支援の方々のサービスが徐々に総合事業に移行してきました。令和 3 年度は、4 月から 12 月までの介護予防支援のマネジメントを受けた方が 7,525 件です。介護予防ケアマネジメント A を使った方が 6,349 件で、C の住民主体型のサービスを利用した方が 9 件です。

12 ページ、「一般介護予防事業」の内容です。地域の元気な高齢者の方々が、ますます元気に健康寿命の延伸を目指して、お元気な時から日常生活の中で介護予防に取り組むためのきっかけを作っていただくため、色々なメニューで教室を開催しています。①の3回シリーズ、②の年間シリーズともに運動器機能向上プログラムを多く実施しています。年間シリーズは、教室終了後、自分たちのグループ作りにつながる事を目的に意図的に開催をしていただいています

13 ページ③は単発で各地区へ出向いて介護予防の教室をした数で、82 回 1,003 名の参加です。脳健康チェックは、タッチパネルを使って簡易にアルツハイマー型認知症のチェックを5分程度でできるものを同時に行っています。

次の表は、「集いの場創出支援」です。地域包括支援センターの支援により自主的なグループに発展したのが5包括合せて89グループあります。自主的なグループになったから支援終了ではなく、グループによって回数を変えて支援に入っています。それが「支援回数」で226回になります。右側の表は、自主グループの活動の継続年数で、10年以上継続しているグループが7グループあり、包括の支援で活動継続できていることがわかる表になっています。

14 ページ、「介護予防いきいきサポーターの養成」です。6回シリーズで、初級・中級のメニューで各地域の集会所等へ出向いて教室を開催しています。まだ開催中の物もありますが、サポーターの登録総数が、令和3年の12月末時点5包括トータルで745名になっています。

15 ページ、②介護予防いきいきサポーターフォローアップ研修開催状況です。いきいきサポーターの方が、6回の講習が終わった後も地域で活動がしていけるようにフォローアップ研修をしています。今年度は35回延べ300名の参加となっています。

16 ページ、「介護に関する啓発」で、家庭介護教室や、家庭介護者交流事業・介護に関する啓発、介護相談会の開催で、地域に出て啓発をしています。

17 ページ認知症総合支援事業です。物忘れ相談会は、松阪地区医師会の先生方にご協力をいただいて、月1回、ご本人やご家族からの申し込みで気軽に相談できる貴重な機会となっています。今年度は、4月・6月・7月・10月が中止になっています。

18 ページは「認知症サポーター養成講座」のサポーター数です。今年度12月末まででトータル26,884名になりました。地域包括支援センターでは、小学校や中学校等でキッズサポーターの養成講座も開催しています。高齢者安心見守り隊の養成講座の登録状況も5包括トータルで12月末現在1,164名となっています。

また、地域で高齢者見守り声掛け訓練も実施しており、認知症への理解を進めています。

19 ページから地域ケア会議の開催の取り組みです。20 ページからが、地域包括支援センターが主催で地域ケア会議を開催した一覧です。今年度 12 月末現在で個別ケースの会議を 7 例、地域課題の取り組みで 3 例、合計 10 回開催をしています。個別ケースは、障がいを持っていたり、貧困や金銭管理ができないなど、サービスの導入が難しい支援困難ケースについて関係者が寄って会議をしています。

21 ページは地域課題です。検討テーマは、各地域の現状把握や、課題の共有、住民同士のつながりや地域づくり、関係機関の連携など協議されています。事業報告は以上になります。

副会長

委員の皆様の中で、もう少し深く何か説明いただきたいというような報告とか質問何かございませんでしょうか。ありましたらお聞きいたします。次に移らせていただきます。事務局の方からご説明させていただきます。

事務局

資料 2 をご覧ください。最初に申し訳ございませんが、資料の訂正をお願いいたします。2 ページ 2) 各種相談機関との連携の 2 行目に「まるごと相談室」とありますが、「福祉まるごと相談室」に修正をお願いいたします。もう 1 か所、3 ページ上から 6 行目「認知症施策大綱推進」となっておりますが正しくは「認知症施策推進大綱」です。すみません。よろしかったでしょうか？では、令和 4 年度の松阪市地域包括支援センター運営方針（案）について提案させていただきます。この方針案は、各地域包括支援センターの管理者の方々と検討させていただいたもので最初の目的・経営方針・業務内容の項目は、今年度とほぼ一緒の内容です。

2 ページ、2. 重点的に取り組む業務内容の「総合相談支援業務」の 2) 「各種相談機関との連携」の部分です。先ほど報告事項で石川理事の報告にもあったように、モデル 3 地区に福祉まるごと相談室が設置されます。この取り組みより、「令和 4 年度より実施される重層的支援体制整備事業の福祉まるごと相談室に配置される福祉専門職・医療専門職や様々な相談機関との連携強化に努めていきます」。この部分を次年度事業に新たに追加しました。

同じページの 5) 認知症施策の充実の①「認知症を正しく理解し、寄り添えるまちづくり」です。

国が策定した「認知症施策推進大綱」に基づき令和 7 年度までに全市町村でのチームオレンジの整備が挙げられていますので、3 ページになりますが上から 6 行目に「国が策定した「認知症施策推進大綱」に基づき、認知症サ

ポーターや高齢者安心見守り隊を中心とした地域の多様な支援者が、認知症の方や家族の身近なニーズ等を支援する活動を行う「チームオレンジ」の整備を目指します」という取り組みを新たに追加しました。

4 ページ 健康づくりと介護予防の推進の④「高齢者の保健事業と介護予防等の一体的実施」事業です。

「高齢者の医療の確保に関する法律第 125 条」に基づき、令和 2 年度より開始され令和 6 年度までに努力義務として全国で展開する事業です。松阪市も令和 4 年度より、本事業に取り組むにあたり。新たに追加しました。

新規事業として「高齢者の保健事業と介護予防等の一体的実施」の取り組みを市の重点プロジェクト事業の重層的支援体制の構築と連動して進めていきます。初年度はモデル 3 地区（鎌田中学校区・嬉野中学校区・飯高中学校区）を対象に、医療専門職による個人に対するハイリスクアプローチと集いの場等の集団に対するポピュレーションアプローチを支援し、介護予防の取り組みを充実していきます。という部分になります。

そして最終ページに、「令和 4 年度における重点目標」の案を提案させていただきます。大きな項目は 5 つあります。

1 つ目、「介護予防の取り組みの充実」です。感染拡大防止により、様々な制限があっても介護予防活動が継続できるよう支援するとともに、住民による主体的な活動の充実を拡充するため、介護予防いきいきサポーターの養成、理学療法士・管理栄養士・歯科衛生士等医療専門職の介入を充実し、楽しみながら介護予防に取り組む元気高齢者づくりの活動を支援します。

2 つ目、「高齢者の保健事業と介護予防等の一体的事業の取り組み」です。個人に対するハイリスクアプローチと集いの場等の集団に対するポピュレーションアプローチを実施するにあたり、理学療法士・管理栄養士・歯科衛生士等医療専門職と連携し、効果的なフレイル予防の取り組みとなるよう支援します。また、住民が継続して介護予防活動ができるよう、事業終了後も支援を継続します。

3 つ目は、「認知症支援体制の強化」です。令和 7 年度までに整備する「チームオレンジ」の取り組みの第 1 歩として、認知症サポーターや高齢者安心見守り隊の活動が、認知症の人や家族への支援につながるように、役割を整理し、「チームオレンジ」の啓発と発足を見据えた仕組みを検討します。また、第 8 期介護保険事業計画の中で、評価指標の一つとして認知症相談窓口の認知度を現状 20.9%から 10%増加を挙げております。そのため、認知症ハンドブックを活用し、認知症の相談窓口の市民周知とともに、支援の必要な人に適切なタイミングで関わられるよう認知症初期集中支援チーム等関係機関の連携に努めます。

認知症地域支援推進員が中心となって、認知症の正しい理解のための普及啓発と、ご本人や家族に寄り添うためのカフェ等を充実します。また、高齢者安心見守り隊の活動を支援し、地域住民と共に高齢者の見守り声掛け訓練が実施できるよう連携を図ります。

4つ目は、「多職種で在宅ケアをサポートする体制づくり」です。松阪市版のエンディングノート「もめんノート」の書き方講座や「救急医療情報キット」の活用を積極的に推進し、住民に終末期の医療や介護の心構えについて啓発します。また、重層的支援体制を構築する中で、専門多職種が連携をとり「医療と介護の連携ハンドブック」や「情報共有システムすずの輪」など様々なツールを活用しながら在宅ケアをサポートする体制づくりに努めます。

5つ目は「地域の支え合い活動の創設と継続支援にむけて」です。生活支援コーディネーターが中心となって、地域の支え合いへの関心を高め、日常生活支援に対する地域活動の創設に努めるとともに集いの場や支援団体の活動を掲載した機関紙「すみよしさん」等を活用し支援します。

以上、5つの重点目標を提案させていただきます。

副会長

来年度に向かっての運営方針をお話いただきましたが、委員の皆様の方からもう少し追加であるとか、聞きたいという部分がございますでしょうか。

委員

詳しく説明していただきありがとうございます。よく練られており、モデル事業3地区で行われ、その地域のニーズをしっかりと把握してみえて、意欲的かつ実践的になっていると聞かせていただきました。モデル事業を行う中で、いろいろ問題があると思いますから、また、聞かせていただければと思います。非常によくまとまった話じゃないかなと思いき感心して聞かせてもらいました。

委員

福祉まるごと相談室のモデル地区の設定3地区、これは振興局に置かれるという感じだと思いますが、包括と別の動きでどちらかという相談がきたら受けるというイメージでよろしいですか。アウトリーチしていく形でしょうか。

事務局

高齢者支援課です。説明をした福祉事務所長が事業の都合で退席をされましたので、代わりにお伝えすることになるのでニュアンスが違うかわかりません。福祉まるごと相談室は、鎌田の地域交流センター以外の嬉野と飯高につきましては、場所的には振興局という取り扱いになろうかとは思いますが、そこに専門職が3名基本的に配置されます。医療職で保健師、福祉職で社会福祉士、地域づくりで振興局の職員、専門職プラス事務職が配置されるというこ

とになります。そこで、地域の皆様からの相談に対応するとともに、アウトリーチということで、地域に直接訪問し相談支援にあたる。8050 やダブルケア、引きこもり問題などを自治会や民生委員さんやケアマネさんがキャッチされると思いますが、そういった情報を福祉まるごと相談室で、一緒に対応していく、地域づくりも発展させながら対応していくのが、目指すところだというふうに聞いております。いろいろ解釈もあり、縦割り部分もありますが、65 歳以上の高齢者を対象にしている場合は地域包括支援センターになりますし、そもそも何か問題が複雑でいろいろ絡みあっている時は、福祉まるごと相談室だと思いますし、モデル事業ですので考えながら動いていくということではないでしょうか。

副会長

モデル事業なのでまたご相談したいと思いますのでよろしくお願いします。

委員

それぞれの地域の課題を旧市内や山間部、特に学校の子どもの繋がりという形で選んでいただき、その中でのモデル事業だと思っています。福祉まるごと相談室の説明を、まちづくり課職員から私も受けさせていただきました。社協が担っております地域福祉の部分では、地域担当がそれぞれ地域に配属になっておりますので、地区担当がそれぞれの地域の課題の洗い出しや、そういった課題の部分はこちらのモデル事業の部分にも連携しながら、地域の課題解決のために歩いていく、ともに一緒に走らせていただくという形で取り組みをさせていただくという方向でお話を聞かせていただきました。専門職が地域の課題や、住民に寄り添った形の支援のあり方を、このモデル事業を通じながら進めていけたらと思っています。また、モデル事業が開始されていろいろな課題を見つけながらそれをどうやって皆さんで協力して解決していけるかを手探りだと思いましたが、よりよい形で進めていけたらなと思っています。

副会長

鎌田中学校の中に重点的に子どもや、各家庭での事例に関わっていくという部署の話も伺ったのですが、地域包括で何かとらえておられる事例とか傾向とかいうのがございましたら、教えていただけませんか。学童を通しての問題把握というような何か説明があったと思いますが、こういった傾向があってそのような取り組みになったのか、その引き金となった事例があれば教えていただけますか。

事務局

鎌田中学校と併設して交流センターが建っており、子どもの問題でよく言われるのが不登校、母子家庭父子家庭のような核家族の問題、学校に通ってい

る子どもたちが親の代わりに高齢者や障がい者や兄弟の介護をしているヤングケアラーの問題。一番近い存在が学校ではないかということで、学校関係者や保護者と接点がある鎌田中学校と地域交流センターに話を持っていきやすいのではないかという課題のとらえ方をしているのではないかと思います。仮に地域包括支援センターの方でそういうことを掴んでいるということがございましたら、ご発言をいただきたいと思っておりますけれども。いかがでしょうか。

第四地域包括支援センター

実際に、鎌田中学校の地域交流センターへお邪魔し、常駐している市職員さんと話をすると、学校はどうしても中学校 3 年間の関りで終わってしまい、その後の生徒のフォローが学校側としてはむずかしいと間接的に聞いた。やはり属性を問わず、直接関われる人が今までなかったというところがあったと思います。相談窓口に行けない方もたくさんあるかと思うので、そういった潜在的なところへも、中学校区という狭い範囲で関わるのが大事になってくるのではないかと思います。

副会長

民生委員児童委員協議会連合会さん、何かご意見いただけるようなことございますか。

委員

確かに福祉まるごと相談室ができたということで、今までどこに相談していいかわからないことが、直接そこに行けばいいということで一つの安心材料という気がします。それと引きこもりとか前に一度調査したことがあります。直接本人によって確かめたわけではなく、風のうわさとか近所の方のうわさで確かに引きこもりの方がみえるけども、我々としても「立ち入ることができない」「入ってはいけない」と言われているので入れない。例えば、近所の方から相談があれば、福祉まるごと相談室に投げかけることができるのではないかと思います。私も民生委員の理事会でこの話聞いて、今日 2 回目ですけれども、まだ制度としてあまりよく理解できていない。もしよければ各地区の役員会か総会で一度このような話を出前講座のようにしていただければ非常にありがたいです。

事務局

福祉まるごと相談室への期待や、十分制度全体が掴めていないというようなお話でしたので、ぜひとも地域の方に出前講座ということができないかと思っておりますので、健康福祉総務課が担当となりまして、関連課が連携するような構成になっていきますのでそちらに伝えたいと思っております。

副会長

それでは、地域包括支援センターの運営方針案、十分協議されましたでしょ

うかね。課題も含んでおるとは思いますが、令和 4 年度地域包括支援センターの運営方針案につきまして、承認いただける方、挙手をお願いいたしたいと思います。どうもありがとうございました。

協議事項の最後に次年度の委託についてです。地域包括支援センターの運営協議会は、委員の皆様にご委託契約を含むすべての事項について、公正中立な立場で審議をしていただいているわけでございます。

令和 4 年度も地域包括支援センターに事業委託をさせていただくことに承認いただけますか採決を取りたいと思います。来年度もこの第一から第五の地域包括支援センターに事業委託をしていただくことに承認いただける方、挙手をお願いいたします。

それではまた引き続き、第一から第五の包括の皆さん、どうぞよろしく願いいたします。

事務局

議事進行本当にありがとうございます。

次回の開催を、令和 4 年の 6 月から 7 月を予定しております。この運営協議会の委員様の任期は 2 年間というふうになっておりまして、令和 4 年度も引き続き継続してご協力をお願いしたいと思っております。また改めてご連絡いたしますのでよろしくお願いいたします。

では令和 3 年度第 3 回松阪市地域包括支援センター運営協議会を終了させていただきます。